

船舶事故等調査報告書

平成23年10月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011那第21号	
事故等種類	転覆	
発生日時	平成23年6月4日（土） 09時00分ごろ	
発生場所	鹿児島県奄美市笠利町佐仁沖 笠利町蒲生山山頂から真方位041° 1.3海里付近 (概位 北緯28° 30.9′ 東経129° 39.9′)	
事故等調査の経過	平成23年6月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 船船番号、船舶所有者等 乗組員等に関する情報 死傷者等 損傷	
	ミニボート（船名なし）、長さ3m未満 出力1.5kW未満 船舶登録等なし、個人所有 操縦者、操縦免許なし なし 船外機濡損、燃料タンク流失	
事故等の経過	本船は、操縦者及び同乗者1人が乗船し、佐仁沖で漂泊して釣り中、平成23年6月4日09時00分ごろ、船尾から波を受けて浸水し、転覆した。 操縦者は、泳いで付近に上陸し、海上保安庁に救助を求めた。 転覆した本船につかまっていた同乗者は、来援した船舶及び海上保安庁によって救助され、本船は屋仁港にえい航された。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 3、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の初期	
その他の事項	本船の運航に操縦免許は不要であり、操縦者及び同乗者は、操縦免許を取得していなかった。 乗船者は、全員が救命胴衣を着用していた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	なし なし あり 本船は、佐仁沖で漂泊して釣り中、操縦者が、海象の悪化が予測できたものの、帰航せずに釣りを続けたことから、波を受けて浸水し、転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、佐仁沖で漂泊して釣り中、操縦者が、海象の悪化が予測できたものの、帰航せずに釣りを続けたため、波を受けて浸水し、転覆したことにより発生したものと考えられる。	